

保税ハンドブック（改訂7版）正誤表（解説文の一部訂正）

頁	正	誤
89	<p>(ホ) 運送される貨物が特定（関税率表の類程度の所属区分で特定）されているもの</p> <p>（注）次に掲げる貨物は除かれます。</p> <p>外国貿易船から直接運送される貨物（関税法施行令第15条第1項第2号（積卸について呈示しなければならない書類）に規定する船卸票が発給される場合は除かれます。）</p>	<p>(ホ) 運送される貨物が特定（関税率表の類程度の所属区分で特定）されているもの</p> <p>（注）次に掲げる貨物は除かれます。</p> <p><u>a 貴石、貴金属、毛皮製品</u></p> <p><u>b ばら積みで運送される有税品</u></p> <p><u>c</u> 外国貿易船から直接運送される貨物（関税法施行令第15条第1項第2号（積卸について呈示しなければならない書類）に規定する船卸票が発給される場合は除かれます。）</p>